

## 「ライセンスアイテム」申請要領

2018.3

### 1 はじめに




中村屋のロゴや定紋、信州・まつもと大歌舞伎の定紋などのアイテムを使用したグッズを製作し、「第6回 信州・まつもと大歌舞伎」をともに盛り上げてみませんか。アイテムの使用には、実行委員会の許可が必要となりますので、下記により申請をしてください。

なお許可を受けたグッズは、実行委員会の公式グッズとしてホームページ等で紹介するなど、販売促進を行う予定です。積極的にご利用ください。

### 2 使用可能なアイテム

#### (1) 中村屋ライセンスアイテム

##### ア アイテムの種類

No	パターン	No	パターン
1	 (中村屋のロゴ)	4	七之助の顔写真 (支給データの使用認証)
2	 (角切銀杏の定紋)	5	七之助のイラスト (申請者作成データの認証)
3	 (中村座の定式幕デザイン) 左から黒・白・柿色	6	七之助のサインのコピー (支給データの使用認証)

##### イ 使用料金 (ロイヤリティ)



製作数量×販売価格の5%

##### ウ 使用不可製品

- ・てぬぐいの製作 (中村屋の公式グッズと混同してしまうため)
- ・公序良俗に反するもの

#### (2) 信州・まつもと大歌舞伎アイテム

##### ア アイテムの種類

No	パターン	No	パターン
7	 信州・まつもと大歌舞伎	8	 (オリジナル定紋)

#### イ 使用料金

- ・新規に利用したい場合、デザインマニュアルの購入が必要です。既にアイテムのデザインデータをお持ちの方は、料金は発生しません。

#### ウ 使用不可製品

- ・公序良俗に反するもの

### 3 販売期間

許可を受けた日から平成30年12月31日まで

※申請者による直接販売、委託販売（インターネット販売を含む。）が可能です。

※商品開発・販売に係るリスクはすべて申請者の自己負担となります。

### 4 申請手続きについて

#### (1) 申請方法

- ・別紙、申請書及び製品のイメージ写真（図）をFAX又はメールにて提出してください。実行委員会での審査後、許可・不許可の通知をします。
- ・審査には概ね1週間程度の時間がかかります。（中村屋ライセンスアイテムについては、中村屋の確認が必要となるため、もう少し時間をいただくことがあります。）

#### (2) 申請期日

平成30年5月20日（日）必着

#### (3) ロイヤリティの支払

中村屋ライセンスアイテムのロイヤリティについて、実行委員会から請求書を送付します。指定日までに納付してください。

### 5 その他

前回の公式グッズチラシも参考にしてください。

### 6 問い合わせ・申込み

まつもと歌舞伎実行委員会事務局

（松本市 文化スポーツ部 文化振興課内）

担当 竹内あゆみ

〒390-0874 長野県松本市大手3-8-13

TEL:0263-34-3293 Fax:0263-34-3018

E-mail:bunkashinko■city.matsumoto.lg.jp

※■を@に変換してください。